

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年3月3日（令和2年（行情）諮問第128号）

答申日：令和2年11月10日（令和2年度（行情）答申第347号）

事件名：特定書籍に関連して作成・取得された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月下旬に発売された「特定書籍」という本に関連して作成・取得された文書一切（想定問答含む。）。（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月24日付け防官文第12111号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

特定年月に出版された「特定書籍」という書籍には、①海上自衛隊の部隊指揮官が「たちかぜ」公益通報者に対し、公益通報者や情報公開請求者が人事上の不利益を受けることを肯定するような発言をしていたこと②その部隊指揮官が、たちかぜ公益通報者に対し、情報公開請求をしているかどうか答えるよう言っていたこと（情報公開に係る防衛省規則違反）等、防衛省・海上自衛隊にとって都合の悪い事実が多々書かれているので、防衛省・海上自衛隊は反論の想定問答を作成しているはずである。

また、本件開示請求は、特定書籍に「関連して作成・取得された文書一切」を求めるもので、時期を出版後に限定していない。海上幕僚監部広報室は、特定年に著者から取材の申し込みを受け、その後取材を受けた者に報告書を提出させているはずであるから、その関連の文書があるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書については作成又は取得しておらず、法9条2項の規定に基

づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については作成又は保有しておらず、海上自衛隊の関係部署において、机、書庫及びパソコン内のファイル等を探索したが、保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。また、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、特定年月に出版された特定書籍について、「防衛省・海上自衛隊にとって都合の悪い事実が多々書かれているので、防衛省・海上自衛隊は反論の想定問答を作成しているはずである。」、「海上幕僚監部広報室は、特定年に著者から取材の申し込みを受け、その後取材を受けた者に報告書を提出させているはずであるから、その関連の文書があるはずである。」として、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、特定書籍は、部外の出版社から出版されたものであり、防衛省・自衛隊はその内容について関知しておらず、審査請求人が主張するような文書は作成又は取得していない。本件対象文書については、上記2のとおり、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月2日 審議
- ④ 同年11月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求に該当する行政文書については作成又は取得しておらず、不

存在につき不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 防衛省・海上自衛隊は、一般的に、部外の出版社からの自衛隊に関する書籍そのものについての想定問答は作成しない。特定書籍についても、海上幕僚監部広報室において、海上幕僚長の定例記者会見における想定問答を作成する必要がないと判断し、特定書籍に係る想定問答については作成しなかった。

なお、特定書籍については、特定年度から本件開示請求を受けた平成28年5月までの間において、海上幕僚長の定例記者会見時及び大臣会見時に、特定書籍に関する発言及び報道関係者からの質問はなく、問合せを受けた事実は確認できなかった。

イ また、一般的に、部外からの自衛隊に関する取材などについては、海上自衛隊に関するものであれば、海上幕僚監部に報告することになっている。上記取材に係る文書や取材を受けたことに対する報告書については、取材内容により、必要に応じて作成することはあるが、特定書籍については、取材を受けた事実は確認できなかった。

(2) 検討

ア 上記(1)の諮問庁の説明に関し、諮問庁から、特定年度から本件開示請求を受けた平成28年5月までの海上幕僚長の定例記者会見の要旨及び取材対応報告概要の提示を受け、さらに、同期間の防衛省のホームページに掲載されている防衛大臣会見概要について、当審査会事務局職員をしてこれらを確認させたところ、上記定例記者会見の要旨及び防衛大臣会見概要には、特定書籍に関する発言等があったとは認められず、上記取材対応報告概要にも、特定書籍に関する取材等を受けた事実があったとは認められない。

イ 本件対象文書の探索の範囲等についても、上記第3の2のとおりであり、特段の問題があるものとは認められない。

ウ 上記ア及びイに加え、審査請求人において当該文書が存在するという具体的な主張等もないことからすると、本件対象文書を作成又は取得していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とまではいえない。

エ 以上によれば、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは

認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年5か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨